

## 「(仮) 手話言語法」の早期制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、身体などの動きや、顔の表情で伝える独自の語いや文法体系を持つ言語であり、ろう者にとって日常生活や社会生活を営む上で、コミュニケーションの重要な手段となっている。

平成18年12月に、国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」では、「言語」は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義されており、手話は言語として国際的に認知されている。

わが国では、平成23年8月に、障害者基本法を改正し、手話が言語に含まれることを明確化するとともに、本年1月には、当該条約を批准したところである。

こうした中、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知するとともに、ろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して自由なコミュニケーションを享受できるような社会環境を整備することが求められている。

よって、国におかれては、上記の趣旨を踏まえた「(仮) 手話言語法」の早期制定に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年5月14日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣 様

豊田市

